

各資金毎の保証内容

1 一般資金

	資金の種類	対象事業	保証期間 (最高限度)	保証料率	資格要件等
80% 保証	一般資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○薪炭生産 ○林業種苗生産 ○きのこ生産	運転：3年 (特認7年) 設備：15年		
	間伐材資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年 (特認7年) 設備：15年		間伐が計画的、持続的に行われていること
100% 保証可能	高品質木材生産資金 従来の高次加工資金、JAS 資金、 乾燥材資金を統合した資金			0.20%	(1)①～③に係る 生産・製造を単独で実施する場合 元本の合計額が以下 ①～③の額まで 100%保証 ①乾燥材生産・製造 5千万円 ②高次加工製品生産・製造 7千万円 ③日本農林規格製品製造 5千万円 (2)①～③に係る 生産・製造を複合的に 実施する場合 元本の合計額が1億円 まで100%保証
	①乾燥材生産・製造	○素材生産 ○木材・木製品製造		0.40%	
	②日本農林規格(JAS) 製品製造	○木材・木製品製造		0.60%	
	③高次加工製品生産・製造 木材の高次加工、生産性・品質の 向上、木材の高度利用等に 必要な以下の資金			0.90%	
	(高次加工) 集成材、積層材、防腐材、 難・不燃材、プレカット、パネル 等高次加工品の生産	○木材・木製品製造	運転：3年 (特認7年) 設備：15年	1.10%	
	(高生産性加工) コンピュータ制御の加工機械等 を導入した先端的生産方式による 木材の加工			1.30%	
	(高度利用) バイオマスエネルギー利用、 木酢液等新たな分野、用途での 木材の利用			1.50%	
次世代苗木生産資金	○林業種苗生産		1.80%	(注)保証料率は事業者の財務内容等により、上記のうちいずれかの保証料率が適用されます	
林業・木材産業支援資金 協定等に基づき立木、原木等を まとめて売買する場合や新規事業 の開始、事業承継等に必要 な資金	○素材生産 ○木材・木製品製造	運転：3年 (特認7年。また、本 資金の更新、期間の 延長は不可。)		コンテナ苗等の生産が計画的に行われること 元本の合計額が2千万円まで 100%保証 保証付借入金残高が月商の 2ヶ月以内で、財務内容等に 関する一定の要件を満たす こと	

保証額の上限について

出資額によって保証の限度額が決まりますが、ほかに会社・個人別に次のような上限が設けられています。

- ①一被保証者当たりの保証の最高限度額は、原則として会社及び組合については4億円、個人については1億円です。
- ②一被保証者当たりの無担保保証の限度額は、原則として2億円です。
(臨時資金ではこの限度額に別枠扱いで無担保保証分を上乗せできます。)

保証割合について

原則80%保証となりますが、資金の種類、財務状況、金融機関の融資状況等により、100%保証も可能となります。

2 制度資金

	資金の種類	対象事業	資金区分	保証期間(最高限度)	保証料率	借入利率	資格要件(都道府県の各計画認定)
100%保証可能	林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備	最高10年(特認12年、15年)		無利子	林業・木材産業改善措置に関する計画
	木材産業等高度化推進資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	短期1年 長期5年	(区分1) 0.10% 0.20% 0.30% 0.45% 0.55% 0.65% 0.75% 0.90% (注1)	1.3%他	合理化計画(構造改善計画)
	構造改善合理化資金 ・チップ等安定供給資金(注4) ・木材高度加工資金 ・原木確保協定促進資金						合理化計画(事業経営改善計画)
	事業経営改善合理化資金 ・素材転換促進資金(注4) ・素材生産等促進資金(注2) ・間伐等促進資金(注4) ・新規需要創出資金						林業経営改善計画
	林業経営改善資金 ・伐採・造林一貫作業推進資金	○造林・育林 ○素材生産	設備 運転	設備15年 運転5年	(区分2) 0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35% (注1)	融資機関の定める利率による	合理化計画(事業経営改善計画)
	事業経営改善合理化資金 ・素材生産等促進資金(注2) ・間伐等促進資金(注4)	林業経営改善計画					
	林業経営改善資金 ・林業経営高度化推進資金(注3)	○造林・育林 ○素材生産					合理化計画(構造改善計画・事業経営改善計画)
	合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	設備	設備15年 運転5年			融資機関の定める利率による
林業経営資金(注3)	○造林・育林 ○素材生産	運転	3年(特認5年)				林業経営改善計画

(注1) 利用される方の財務内容等により、いずれかの保証料が適用されます。
 (注2) 木材の年間取扱量により保証料率の区分が異なります。
 (注3) 元本が5千万を超える部分は80%保証となります。
 (注4) 平成30年3月31日までに認定を受けたものが対象となります。

3 臨時資金

	資金の種類	対象事業(注2)(注3)	資金区分	保証期間(最高限度)	保証料率	担保・保証人	資格要件他
100%保証可能							
H31.3.31まで受付	東日本大震災復興等緊急保証(注1)	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	運転	15年	一般資金又は制度資金に同じ(注4)	・他の資金と別枠で4億円まで無担保可 ・連帯保証人1名以上(個人に限り1,250万円まで無保証人可)	① 特定被災区域(注5)で被災された方の復旧・復興、もしくは同区域の復興事業に必要な運転資金・設備資金 ② 特定被災区域(注5)内の主要販売先の罹災等により間接的に被害を受けた方の資金繰りの安定化に必要な運転資金
H34.3.31まで受付	林業成長産業化モデル地域支援保証	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	運転	5年	0.10%-0.90%(注4)	・他の資金と別枠で1億円まで無担保可 ・連帯保証人は、法人が原則代表者のみ、個人が原則不要	・林野庁が指定した「林業成長産業化地域」の地域構想に事業者名とその取り組み内容が掲載されていること ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い
			設備	15年			
80%保証							
H33.3.31まで受付	木材安定供給保証(ウッドサポート5000)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	5年(特認7年)	0.15%-1.35%(注4)	・他の資金と別枠で貸付額5千万円まで無担保可 ・原則1名以上の連帯保証人	・木材の安定供給に関する協定等に参画していること ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い ・融資機関借入総額が原則年商以内 ・原則直近3期連続当期利益計上
	素材生産推進保証(ログプロダクツ3000)	○素材生産	運転	5年(特認7年)	0.15%-1.35%(注4)	・他の資金と別枠で貸付額3千万円まで無担保可 ・原則1名以上の連帯保証人	・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過でも改善の見込みがある ・融資機関借入金に延滞が無い ・融資機関借入総額が原則年商以内 ・原則直近3期連続当期利益計上

(注1) 本資金は保証申込みまでの3ヶ年の年間売上高平均が震災前の3ヶ年の年間売上高平均に満たない方が対象です。また、罹災証明書等の提出が必要な場合があります。
 (注2) 木材卸売等資金については、各都道府県の合理化計画認定が必要となります。
 (注3) 素材生産資金及び木材・木製品製造資金については、組合による転貸、組合による共同購入の場合を含みます。
 (注4) 利用される方の財務内容等により、異なります。
 (注5) 特定被災区域とは、法律に定める特定被災区域をいいます。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の全域又は一部地域)